

地図① 避難の基本となるハザードマップです。

2022年度版 土砂災害・水害 ハザードマップ

垂水区

◆土砂災害・水害に関する区域

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊(かけ崩れ)	かけ崩れ、土石流、地すべりが発生した場合、危害が生ずる恐れのある区域
	土石流	
	地すべり	
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊(かけずり)	かけ崩れ、土石流が発生した場合、建築物に損壊が生じ、著しい危害が生ずる恐れのある区域
	土石流	
河川の洪水による浸水想定区域	5.0m以上	100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、二級河川からあふれた水により、浸水することが想定される区域
	3.0m以上～5.0m未満	
	0.5m以上～3.0m未満	
	0.5m未満	
内水はし蓋による浸水想定区域		100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、雨水管からあふれた水により、20cm以上浸水することが想定される区域

最新の情報は神戸市情報マップや兵庫県OGハザードマップでご確認ください。

◆防災施設、観測施設

防災行政無線(屋外スピーカー)	避難情報などが放送されます。
土石流発生感知装置(ワイヤーセンサー)	土石流によってワイヤーが切断されると、土石流発生が検知されます。
河川増水警報システム(回転灯)	大雨・洪水の注意報・警報時にイエローランプが回転します。
河川水位観測所	Web「川の防災情報(国土交通省)」で確認できます。
河川の量水標	現地で河川水位を観測する「ものさし」。
河川カメラ(兵庫県設置分含む)	Web「神戸市河川モニタリングカメラ」または「兵庫県河川監視システム」で確認できます。

◆注意が必要な場所

- 道路冠水危険箇所(アンダーパスにより道路が局部的に低く、大雨の際、冠水する危険あり)

◆緊急避難場所など

屋内の緊急避難場所	災害時に緊急的に避難する屋内施設 ※印の付いた施設は避難生活を送る避難所として利用不可、※印のない施設は避難所として利用可能
屋外の緊急避難場所	災害時に緊急的に避難する屋外空間
貯水機能のある災害時給水拠点	災害時に飲み水の応急給水ができる場所



大津波警報が発表されたとき
海岸や河口に近づかない！
命を守る行動を

紙面に関するお問い合わせ

▶神戸市総合コールセンター
ナビダイヤル 0570-083-330
TEL 078-333-3330
FAX 078-333-3314
(年中無休 8:00~21:00)

災害が発生した時や緊急時の連絡先

▶消防	TEL: 119	FAX: 392-1119
▶警察	TEL: 110	FAX: 382-0110
▶垂水区役所まちづくり課	TEL: 708-5151(代)	FAX: 708-5106
▶垂水建設事務所(道路、側溝、公園に関すること)	TEL: 707-0234	FAX: 706-5660
▶垂水センター(水道に関すること)	TEL: 784-0550	FAX: 785-2696
▶西水環境センター(下水道処理場に関すること)	TEL: 752-1700	FAX: 755-2460

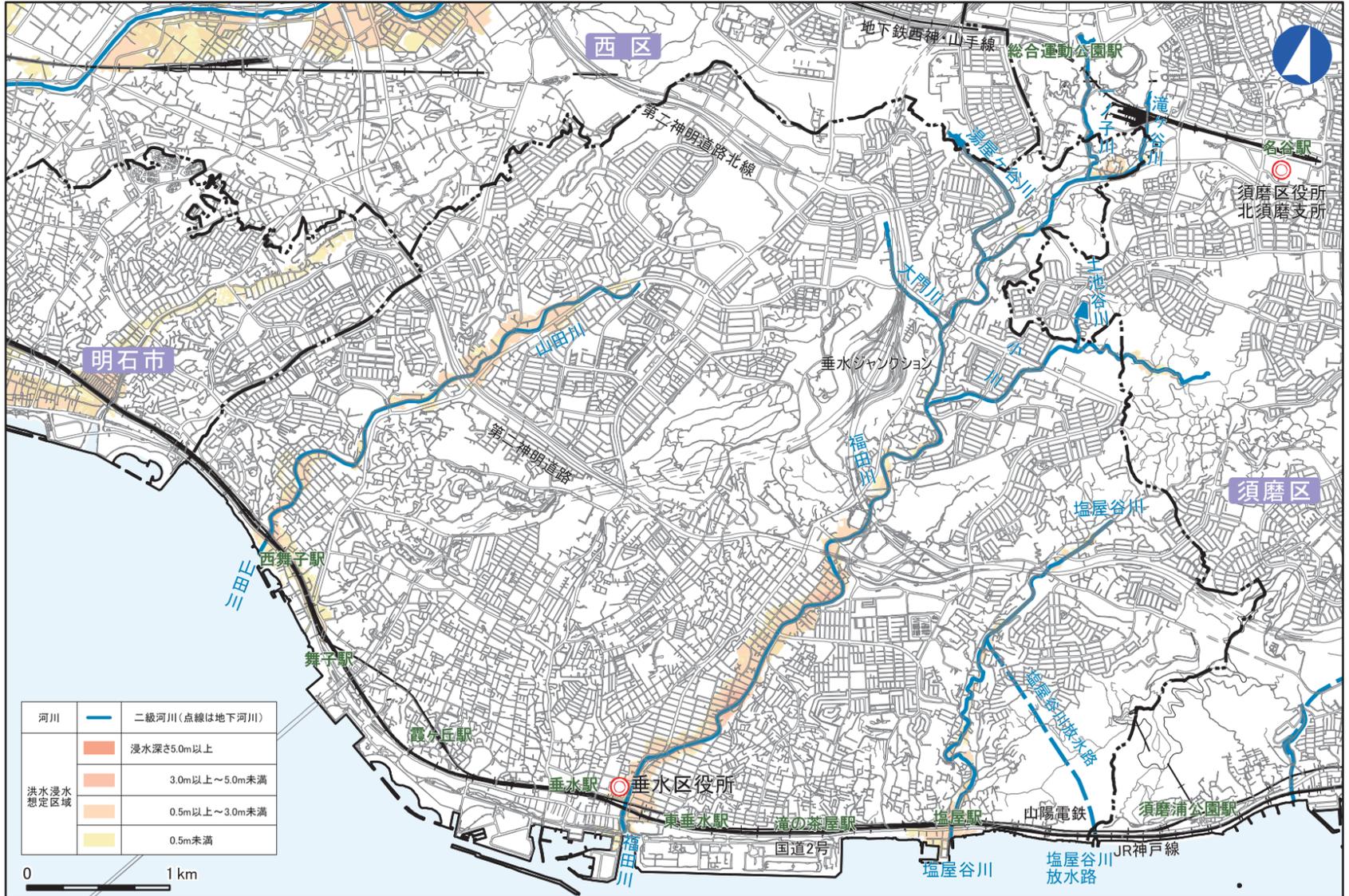
◆このハザードマップは令和4年4月時点の情報を掲載しています。
◆地図作成日: 2022年4月
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しています。
[測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R4JHF13]

地図②

水防法に基づく想定最大規模降雨による河川の洪水浸水想定区域

垂水区

この地図は、想定し得る最大規模の降雨（およそ1000年以上に1回の頻度で発生すると想定される豪雨）により河川の洪水が発生した場合、浸水が想定される区域と浸水深さを表した図です。



ご質問 Q にお答え A します

Q 裏面の **地図①** とでは浸水する範囲が異なっていますが、なぜですか？

A 大雨が降る確率の違いによるものです。
地図② は、およそ1000年以上に1回程度、**地図①** は、概ね100年に1回程度の確率で発生する豪雨の際に、二級河川からあふれた水により浸水することが想定される区域を示しています。このため、**地図②** の浸水する範囲のほうが**地図①** に比べて広範囲になっています。

Q インターネットから見ることはできますか？

A パソコンやスマホにより下記のWebサイトでご覧いただけます。

- ◆「神戸市情報マップ」
<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal>
- ◆「兵庫県CGハザードマップ」
<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

Q 不動産取引時の重要事項説明には、この地図を使用するのですか？

A はい、そのとおりです。
水防法に基づく水害ハザードマップ(河川の洪水浸水想定区域)としては、この地図をご使用ください。

Q この洪水浸水想定区域図は、どのように作成しているのですか？

A 水防法に基づき兵庫県が作成・公表したものを基に作成しています。

洪水浸水想定区域図は、下記のシミュレーションにより作成されています。

- ①降雨確率1/1000年規模を超える非常に大きな降雨を想定し、河川からはん濫する範囲を算定
- ②さらに、堤防が決壊する箇所(堤防天端付近[計画高水位]まで水位上昇する箇所)を概ね200mピッチで抽出し、抽出箇所ごとに堤防を決壊させてはん濫する範囲を算定
- ③全ての算定結果を重ね合わせて浸水想定区域とし、浸水範囲、浸水深さを表示した浸水想定区域図を作成(浸水が重なる場合は最も深い浸水深を表示)

Q これらの **地図①** **地図②** はどのように活用するのですか？

A **地図①** は、大雨のときに市民のみなさんが避難していた際に活用ください。
神戸市の地域防災計画では、避難指示などの避難情報の発令を**地図①** を基本として行うこととしています。

地図② は、水防法が改正され、「想定し得る最大規模の降雨」が発生した際に、浸水が想定される区域や浸水深さなどの公表が義務づけられたことから作成しています。
不動産取引時の重要事項説明において、この**地図②** を用いて説明することが宅地建物取引業法施行規則によって定められています。

